保護者　各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 富山県立南砺平高等学校

　　　　校長　中田　正彦

**学校感染症の罹患に伴う出席停止について**

　お子さんが下表の感染症にかかっていると診断されたときは、学校保健安全法により、医師の許可が出るまでは出席停止となります。欠席扱いにはなりませんので、治療中は感染予防のため人的接触は極力避け、主治医の治療方針に従い自宅で療養してください。

つきましては、病状が回復した後、下の証明書の記入を主治医に依頼し、登校の許可をもらってください。証明料は、この用紙を医療機関に持って行けば基本的に無料です。証明書は、登校する際に学校に提出してください。

※インフルエンザについては、登校許可証明書ではなく治癒報告書の提出が必要です。

※出席停止の期間は感染症の種類に応じて基準が定められていますが、症状には個人差があります。治療に専念し、必ず医療機関から出席停止解除の確認を取った上で、登校してください。

**＜学校において予防すべき感染症（学校保健安全法施行規則より）＞**

|  |  |
| --- | --- |
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、マールブルグ病、中東呼吸器症候群、ラッサ熱、ペスト、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（5HN1型）、（指定感染症及び新感染症） |
| 第二種 | インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹（三日ばしか）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎 |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（医師の判断により、出欠停止になることもある。流行性嘔吐下痢症、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、マイコプラズマ感染症等。） |

---------------------------------------------------------------- キ　リ　ト　リ -------------------------------------------------------------

主治医　殿

　生徒が上記の感染症にかかっているときは、学校保健安全法に基づき、出席停止とすることができます。つきましては、ご多忙中恐れ入りますが、出席停止の解除について、下記に証明願います。

記

**登校許可証明書**

　　年　　氏名　　　　　　　　　　　　　　（：主治医に提出する前に記入しておいてください）

病名（　　　　　　　　　　　　　　　）　出席停止期間　（令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日）

学校感染症にかかっており、上記の期間登校を停止し療養中でありましたが、主要症状が消退し、感染のおそれがないものと認めます。

令和　　年　　月　　日　　　医療機関名

主治医名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

指示・連絡事項（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）